原子力規制委員会国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく原子力規制委員会の国民の保護に関する計画（原子力規制委員会国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成27年４月１日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会国民保護計画

原子力規制委員会国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第１節１⑴中「原子力防災政策課」を「原子力災害対策・核物質防護課」に改める。

第２章第１節１⑵中「原子力防災政策課」を「原子力災害対策・核物質防護課」に改める。

第２章第１節２⑴中「原子力防災業務管理官付」を「原子力災害対策・核物質防護課」に改める。

第２章第１節２⑵中「放射線防護対策部」を「原子力規制委員会」に改める。

第２章第１節６中「原子力防災政策課及び原子力防災業務管理官」を「原子力災害対策・核物質防護課」に改め、同節６を同節７とし、同節５中「原子力防災政策課、原子力防災業務管理官」を「原子力災害対策・核物質防護課」に改め、同節５を同節６とし、同節４中「原子力防災政策課及び原子力防災業務管理官」を「原子力災害対策・核物質防護課」に改め、同節４を同節５とし、同節３⑵中「原子力防災業務管理官」を「原子力災害対策・核物質防護課」に、同節３⑶中「原子力防災政策課」を「原子力災害対策・核物質防護課」に改め、同節３を同節４とし、同節４の前に次のように加える。

３　地方放射線モニタリング対策官事務所における体制の整備

⑴　業務担当者

地方放射線モニタリング対策官事務所の所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制の整備等を行う業務担当者は、地方放射線モニタリング対策官（原子力規制委員会組織規則（平成24年９月19日原子力規制委員会規則第１号）第18条第１項の地方放射線モニタリング対策官をいう。以下同じ。）とする。

⑵　地方放射線モニタリング対策官の事務

地方放射線モニタリング対策官は、次に掲げる事務を行う。

①　原子力施設周辺等の緊急時モニタリングの実施に関する専門的事項についての関係地方公共団体との連絡・調整や、緊急時モニタリングに係るシステムの点検・管理等に関すること。

②　その他緊急時モニタリングに関する事務を総括すること。

本計画における具体的な業務は以下のとおりとする。

・関係地方公共団体その他の関係機関との連絡体制の整備

・平素における措置の推進（関係地方公共団体等との平素からの調整等）

・この計画の見直しに伴う地方放射線モニタリング対策官事務所の体制及び業務内容等の見直し

・その他国民保護措置の的確な実施に必要な事務

第３章第２節２中「原子力防災政策課」を「原子力災害対策・核物質防護課」に改め、「原子力規制事務所」の次に「、地方放射線モニタリング対策官事務所」を加える。

第３章第２節３中「原子力防災政策課」を「原子力災害対策・核物質防護課」に改め、「原子力規制事務所」の次に「、地方放射線モニタリング対策官事務所」を加える。

第３章第４節１中「原子力防災業務管理官及び」を「原子力災害対策・核物質防護課、」に改め、「原子力規制事務所」の次に「及び地方放射線モニタリング対策官事務所」を加える。

第４章第２節２の見出し中「原子力規制委員会」の次に「・内閣府原子力防災担当」を加え、「事務局」を「本部」に改める。

第４章第２節２⑴の見出し及び同節２⑴中「原子力規制委員会」の次に「・内閣府原子力防災担当」を加え、「事務局」を「本部」に改め、同節２⑴中「（以下「」の次に「武力攻撃」を加える。

第４章第２節２⑵の見出し及び同節２⑵中「原子力災害対策事務局」の前に「武力攻撃」を加え、「事務局」を「本部」に改め、同節２⑵中「原子力事故対策」を「・内閣府原子力事故合同対策」に改める。

第４章第２節２⑶の見出し及び同節２⑶中「原子力災害対策事務局」の前に「武力攻撃」を加え、「事務局」を「本部」に改める。

第４章第２節２⑷の見出し及び同節２⑷中「原子力災害対策事務局」の前に「武力攻撃」を加え、「事務局」を「本部」に改める。

第４章第２節３の見出し中「原子力規制委員会」の次に「・内閣府原子力防災担当」を加える。

第４章第２節３⑴の見出し及び同節３⑴中「原子力規制委員会」の次に「・内閣府原子力防災担当」を加え、同節３⑴中「国民保護対策本部」を「武力攻撃原子力災害対策本部」に改める。

第４章第２節３⑵中「原子力事故現地対策」を「・内閣府原子力事故合同現地対策」に改める。

第４章第２節５⑶中「緊急事態対策監」を「原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員」に、「に、放射線防護対策部長を」を「及び」に改める。

第４章第４節２⑴①中「国民保護対策本部」を「武力攻撃原子力災害対策本部」に、「原子力規制委員会委員」を「原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員」に、「緊急事態対策監」を「必要に応じて原子力規制委員会委員」に、「放射線防護対策部長」を「原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員」に改める。

第４章第４節２⑴②中「の緊急事態対策監」を削り、「放射線防護対策部長」を「原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員」に改める。

第４章第４節２⑵①中「国民保護対策本部」を「武力攻撃原子力災害対策本部」に、「緊急事態対策監」を「原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員」に、「に、放射線防護対策部長を」を「及び」に改める。

第４章第４節２⑵②中「国民保護対策本部」を「武力攻撃原子力災害対策本部」に改める。

第４章第４節２⑵中③を④とし、同節２⑵④の前に次のように加える。

③　武力攻撃原子力災害対策本部は、必要に応じ、放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力する。同チームは都道府県の国民保護対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。

第４章第４節２⑸①中「原子力規制委員会」を「武力攻撃原子力災害対策本部」に改め、同節２⑸を同節２⑺とし、同節２⑷①「国民保護対策本部」を「武力攻撃原子力災害対策本部」に改め、「屋内退避の勧告」の次に「、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染、飲食物の摂取制限」を加え、同節２⑷②中「国民保護対策本部」を「武力攻撃原子力災害対策本部」に改め、同節２⑷を同節２⑹とし、同節２⑹の前に次のように加える。

⑸　安定ヨウ素剤の服用

原子力規制委員会は、原則として、安定ヨウ素剤の服用について、その必要性を判断し、その判断を踏まえ武力攻撃事態等対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。

第４章第４節２⑶を同節２⑷とし、同節２⑷の前に次のように加える。

⑶　緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングの実施については、状況に応じ、原子力規制委員会防災業務計画（平成24年９月19日原子力規制委員会決定）に準じて行うものとする。

第４章第４節３⑴中「国民保護対策本部」を「武力攻撃原子力災害対策本部」に改める。

第三種郵便物認可　明治三十二年五月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　〒一〇五－八五〇一
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　六〇日一、六四一円（本体一、五二〇円）　送料別（配）